

環境特集号

—ごみ減量・リサイクルの輪を広げよう！！—

第11号（平成18年10月発行）

豊能町建設水道部環境課

豊能町役場環境課 Tel 739-3419（直通）

清掃事務所 736-1190（直通）

～食用廃油を臨時回収しています～



～食用廃油臨時回収場所にて回収中～

町では、ごみの減量・資源化事業の一環として、平成14年10月から役場本庁と吉川支所に回収ボックスを設置し、食用廃油（植物性のみ）を回収しています。今年も減量化・資源化事業の一環として、各自治会のごみ減量化推進員の協力を得、9月に特設会場で臨時回収を行いました。また、11月にも下記の特設会場で臨時回収を行います。ご家庭で不用になった食用廃油がありましたら、ぜひお持ちください。お持ちいただいた方には、食用廃油で作った台所用複合せっけんを無料でお渡しいたします。（持参された容器は各自お持ち帰りください）

月 日	場 所	時 間
11月11日（土）	だいやす精肉店	午前10時 ～午後4時
11月12日（日）	ときわ台壱番地商店街 （阪急オアシスときわ台店）	
11月18日（土）	デイリーカナート イズミヤ光風台店	
11月25日（土）	千里山生活協同組合 希望ヶ丘店	
11月26日（日）	大阪北生活協同組合 コープ新光風台店	

注）回収できる食用廃油は植物性のみです。

動物油（ラード）、灯油、ガソリン、オイル（潤滑油）等は回収できません。



～減量化・資源化啓発キャンペーン～

「資源とごみの分け方出し方」

問答集



今回は、よくある質問を問答式にしました。

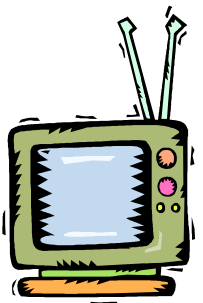
今後の分別の参考にしてください。

Q. 家電製品は、粗大ごみで出せますか？

A. はい、おおむね30cmを超える大きさの物は、指定の排出場所に「不用品」「粗大ごみ」など張り紙をして出してください。

30cm未満の場合は、透明または乳白色の半透明袋に入れて不燃ごみで出してください。

ただし、エアコン・ブラウン管式テレビ・電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気洗濯機は、家電リサイクル法に基づき原則町は収集しません。購入した小売店または買い替えをした小売店に引き取り義務がありますので問い合わせください。



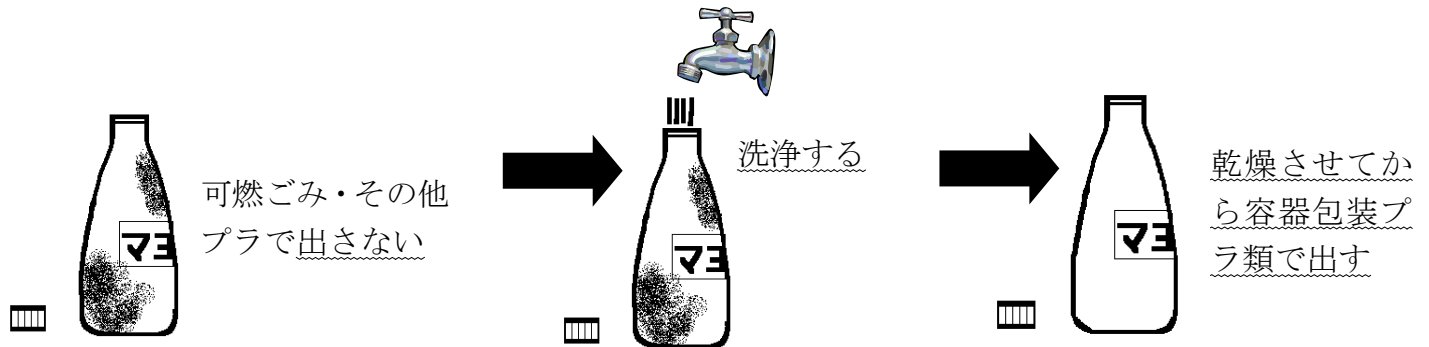
なお、引っ越し等で購入した小売店が遠方になったり、廃業していたなどの場合は、環境課または清掃事務所まで問い合わせください。

Q. パソコンを処分したいのですが、いつ出せばいいですか？

A. パソコンは資源有効利用促進法に基づき原則町は収集しません。メーカーが存在する場合はそのメーカーに、また自作のパソコンやメーカーが既に存在しない場合は、有限責任中間法人パソコン3R推進センター（TEL 03-5282-7685）まで問い合わせください。

Q. マヨネーズの空容器など、汚れた容器包装プラスチック類はいつ出せばいいですか？

A. 内容物を洗浄し、乾燥させてから容器包装プラスチック類の日に出してください。汚れているからといって、可燃ごみ・その他プラスチック類では出さないでください。



Q. 物干し台のコンクリートの部分はいつ出せばいいですか？

A. 物干し台だけでなく、日曜大工等で出てくるコンクリートは、処理困難なごみで収集できませんので環境課までお問い合わせください。

Q. 賞味期限が切れた缶詰等はいつ出せばいいですか？

A. 内容物は可燃ごみとして、容器の缶は洗浄し空きカンの日に出してください。

Q. レコード盤はいつ出せばいいですか？

A. レコード盤は不燃ごみの日に出してください。

また、入れ物（紙製ジャケット）は資源紙類等（その他紙類）で出してください。



Q. ゴムホースはいつ出せばいいですか？

A. 30～50cm程度に切って可燃ごみの日に出してください。

ライフスタイルの変化に伴い、ごみの種類も多様化しています。分別に迷われたら環境課・清掃事務所までお気軽にお問い合わせください。



ペットボトルを出すときはきちんと分別を！

ペットボトルは、ラベルとキャップを取り除き本体は「ペットボトル」、また、ラベルとキャップは「容器包装プラスチック類（ペットボトル以外）」に分別して出していただくようお願いしているところです。しかしながら、最近、ラベルとキャップが本体についてまま「ペットボトル」に出ている、分別されず「容器包装プラスチック類（ペットボトル以外）」に混じって出ているといったケースが非常に多く見受けられます。また、これらは洗浄も不十分であることが多いため、腐敗した中身が容器にこびりつき、資源として利用できません。すでに配布している、「ごみの分け方・出し方一覧表」を確認し、きちんとした分別で出させていただきますようお願いいたします。



（写真は、豊能郡環境施設組合で中間処理中に出てきたペットボトル）

生ごみの減量を!!

家庭から排出されるごみの内、約25%（重量比）が厨芥類などの生ごみです。生ごみの減量にご協力をお願いします。

——生ごみ減量のポイント——

- ①材料を残さないよう、計画的な買い物をする。
- ②作った料理は食べ残しをしない。
- ③料理は作り過ぎない。
- ④食材は最後まで使い切る。
- ⑤生ごみは水切りをして、しぼってから出す。
- ⑥生ごみ処理機・コンポスト容器などを利用して堆肥化する。



町では、生ごみ処理機・コンポスト容器購入者に対し補助を行っています。

	補助率	上限	補助台数	申請方法
生ごみ処理機	購入金額の8割 (1,000円未満は切り捨て)	50,000円	1世帯につき一台	領収書・印鑑・振込先が分かるものを持参して、環境課または吉川支所までお越しください。
生ごみ堆肥化器具 (コンポスト容器)	購入金額の5割	5,000円	1世帯につき2台以内	

（注意）過去5年以内に処理機・堆肥化器具の補助制度を利用された方は、申請できません。

※補助に関する詳しい内容については、環境課までお問い合わせください。 ▶ 問合せ＝環境課 ☎739-3419

地球にやさしい買い物をしよう！
身近では買い物袋の持参、再生品の選択など

毎月16日は「ストップ地球温暖化デー」
地球にやさしい環境を目指しましょう